

第 6 期阿南市障害福祉計画・ 第 2 期阿南市障害児福祉計画

〈令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度〉

令和 3 年 3 月
阿 南 市

はじめに



近年における国の障がい者施策の大きな動きとしては、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が挙げられます。

障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるような「生活」と「就労」への支援の充実、高齢で障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化への対応などが、見直しの目的となっています。

阿南市ではこれまで、この「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、平成30年3月に「第5期阿南市障害福祉計画・第1期阿南市障害児福祉計画」を策定し、3年間に取り組むべき目標値を定め、市の実情に応じた障がい福祉施策を推進してまいりました。

今回策定する「第6期阿南市障害福祉計画・第2期阿南市障害児福祉計画」では、再び「障がいのある人もない人も みんながいきいきと輝く共生のまち」を基本理念として掲げ、障がいのある人や障がいのある子どもの自立や社会参加の促進を目指して、障がい福祉サービス等の提供体制を計画的に整備していく所存でございます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました阿南市障害者計画等策定委員会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、ヒアリング等に御協力いただいた福祉関係事業所・団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、本計画推進のため、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

阿南市長 表原 立磨

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について.....	2
3 障がい福祉に関する制度・施策の変遷.....	3
4 計画の性質	7
5 計画の位置付け	8
第2章 第6期阿南市障害福祉計画	9
1 基本理念と基本方針	9
2 基本的考え方	10
3 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について.....	12
4 第6期の目標.....	13
5 障がい福祉サービスの実績と見込み.....	18
6 地域生活支援事業の実施と見込み.....	28
第3章 第2期阿南市障害児福祉計画	43
1 基本的な考え方	43
2 障がい児福祉サービス	44
3 第2期の目標.....	45
4 障がい児福祉サービスの実績と見込み.....	49
第4章 計画の推進	52
1 推進体制	52
2 進捗状況と管理及び評価	52
資料編	53
1 阿南市障害者計画等策定委員会設置条例.....	54
2 阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿.....	56

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

阿南市では、平成30(2018)年に「第5期阿南市障害福祉計画・第1期阿南市障害児福祉計画」を策定し、障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

国においては、障がいのある人が地域社会で日常生活や社会生活での営みを支援する「障害者総合支援法」が平成30(2018)年に改正されて、必要な支援が強化され、同年策定された「障害者基本計画(第4次計画平成30年度～平成34年度)」では、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように成果目標が明確に示されています。

本市の「第5期阿南市障害福祉計画・第1期阿南市障害児福祉計画」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの本市における取組の進展を踏まえ、すべての人が「相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「障害者基本法」の理念を基盤に、新しく「第6期阿南市障害福祉計画・第2期阿南市障害児福祉計画」を策定します。

障害者基本計画

障がい者施策全般にかかわる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

<策定する事項>

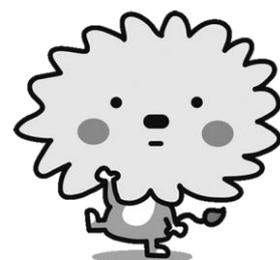
- 令和5年度における成果目標
 - ・福祉施設から地域生活への移行
 - ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築等
- 障がい(児)福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量
 - ・見込量確保のための方策
- 地域生活支援事業(必須事業、任意事業)
 - ・各年度における事業ごとの見込量
 - ・見込量確保のための方策

2 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとした、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定めています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

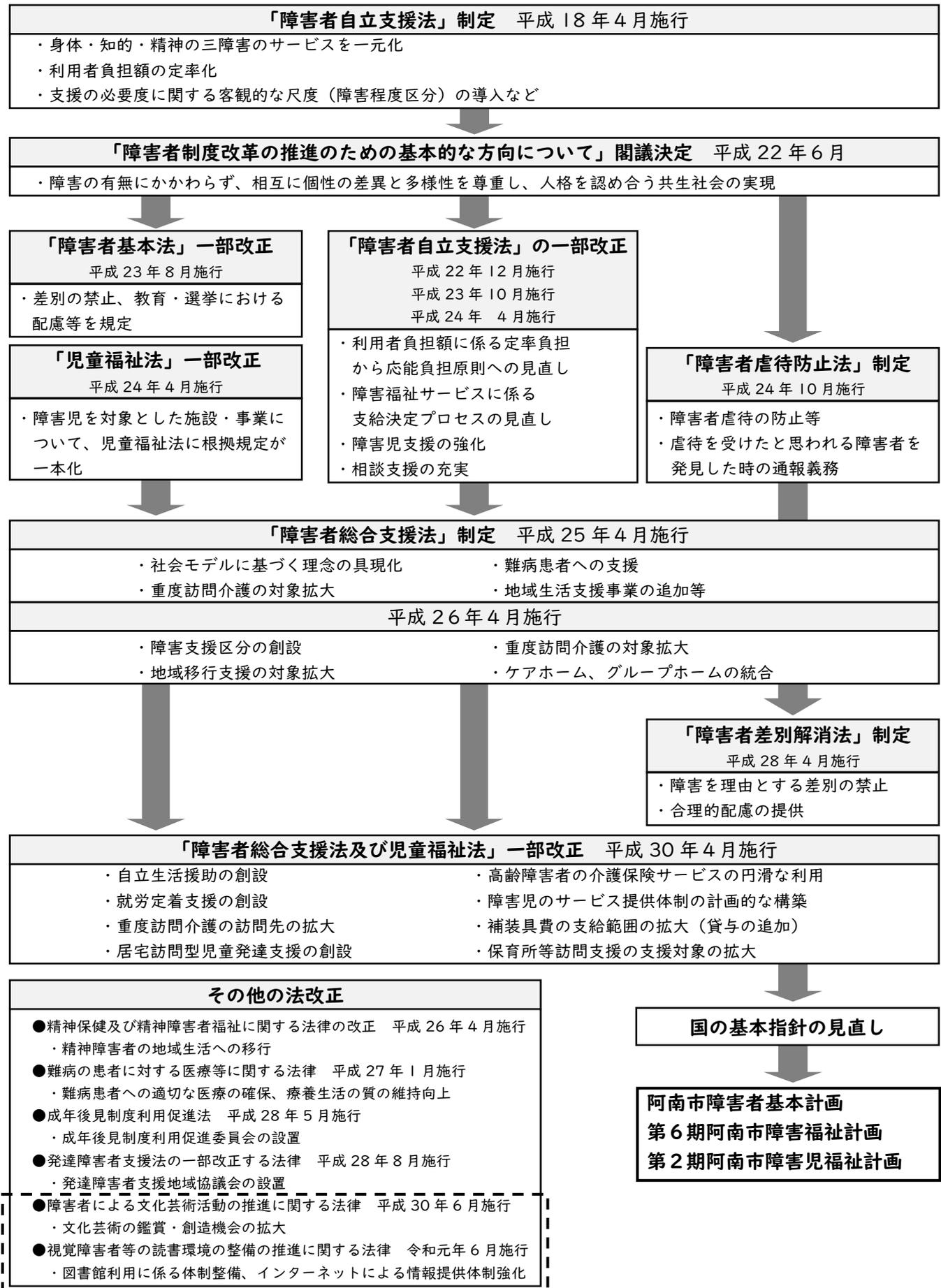


「障がい」の表記について

本計画では、法制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています。

法律や制度等で用いられている固有の名称を除き、「障がい」や「障がいのある人」のように「害」をひらがなで表記するようにしています。

3 障がい福祉に関する制度・施策の変遷



□国の動向□

【条約】

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 26(2014)年 1 月 20 日批准

障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を定めている条約で、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。日本では、平成 26(2014)年 1 月 20 日に批准し、平成 26(2014)年 2 月 19 日から効力が発生しました。

【法律】

① 障害者基本法の改正

一部を除き平成 23(2011)年 8 月 5 日施行

平成 23(2011)年 8 月の改正では、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大、差別の禁止、合理的配慮の提供、教育や選挙における配慮等が規定されました。また、障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告を行う障害者政策委員会が設置されました。

② 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成 24(2012)年 10 月 1 日施行

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずる、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の制定

平成 25(2013)年 4 月 1 日施行、一部平成 26(2014)年 4 月 1 日施行

「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改称されました。障がい者の範囲に難病等が加わり、地域生活支援事業の追加、障害支援区分の創設等が行われました。

④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

平成 26(2014)年 4 月 1 日施行

精神障がい者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続の見直し等を目的に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

⑤ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

平成 27(2015)年 1 月 1 日施行

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずる、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定

平成 28(2016)年 4 月 1 日施行

この法律では、「障害者基本法」に定められた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国、地方公共団体及び民間事業者における障がいを理由とする差別的扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正

一部を除き平成 28(2016)年 4 月 1 日施行

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

⑧ 発達障害者支援法の改正

平成 28(2016)年 8 月 1 日施行

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務を明確化することや、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正
一部を除き平成30(2018)年4月1日施行

障害者総合支援法施行3年後の見直しとして、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。

⑩ 児童福祉法の改正

一部を除き平成30(2018)年4月1日施行

障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅を訪問して障がいのある児童の発達支援を提供できるサービスの新設、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援や障がいのある児童のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）などを目的に、「児童福祉法」が改正されました。

⑪ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30(2018)年6月13日施行

文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備等が基本的施策となっており、具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組の促進や、高い評価を受けた作品の販売等に関する支援が盛り込まれています。

⑫ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元(2019)年6月1日施行

視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

4 計画の性質

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の規定に基づいて作成する、サービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「児童福祉法」の規定に基づいて作成する、サービス提供体制の確保に関する計画（＝障害児福祉計画）を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

◎障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

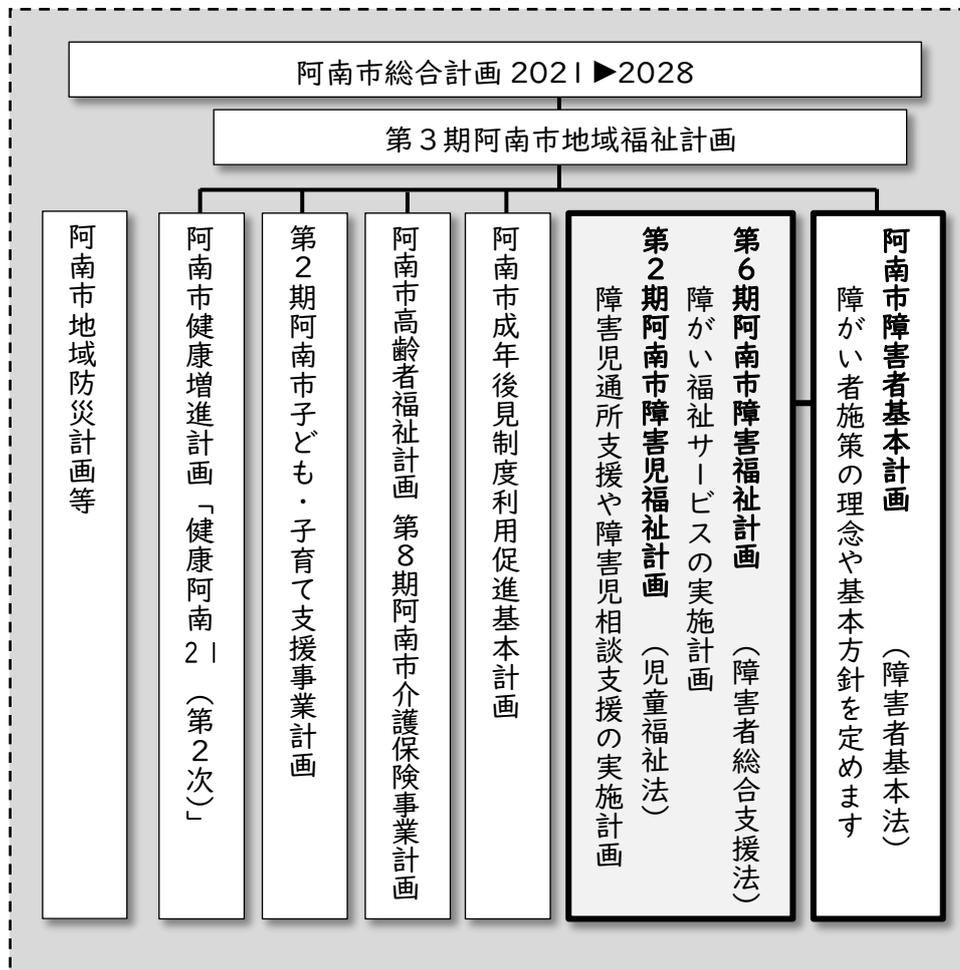
◎障害児福祉計画（児童福祉法）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

5 計画の位置付け

- ◇「第6期阿南市障害福祉計画」及び「第2期阿南市障害児福祉計画」は、障がい者福祉に関する社会的な動向を鑑み、令和2年度に実施した「障害者手帳所持者アンケート調査」「障がい児アンケート調査」の結果や、阿南市障害者計画等策定委員会での審議を受けて、障がい者福祉の充実に向けた阿南市の施策を定めるものです。
- ◇本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」及び県の「徳島県障がい者施策基本計画」を踏まえた上で、「阿南市総合計画 2021▶2028」との整合性を図り、阿南市での障がい者福祉の施策推進を図るものです。
- ◇「阿南市障害者基本計画」では今後6年間に取り組むべき施策を定め、計画を推進していきます。「第6期阿南市障害福祉計画」及び「第2期阿南市障害児福祉計画」では今後3年間に取り組むべき目標値を定め、目標達成に向けた取組を推進します。



第2章 第6期阿南市障害福祉計画

I 基本理念と基本方針

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念を基盤に、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

徳島県では、「徳島県障がい者施策基本計画」の中で、「障がいの有無に関わらず、すべての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる徳島づくり」と基本理念を定め、各種施策を積極的に推進しています。

本市におけるまちづくりの指針となる「阿南市総合計画(2021▶2028)」において、障がい福祉のビジョンとして、「障がいの有無にかかわらず支え合い尊重し合うまちづくり」が掲げられています。前期の阿南市障害者基本計画では、障害者基本法を踏まえ、「障がいのある人もない人も みんながいきいきと輝く共生のまち」を基本理念として、すべての人がいきいきと活躍し、共生する社会の実現を目指して、多くの取組を推進してきました。

本計画では、総合計画との整合を図り、障害者基本計画の掲げている基本理念の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制を整備し、各自が自分らしく輝ける共生社会の実現を目指します。

【基本理念】

**障がいのある人もない人も
みんながいきいきと輝く共生のまち**

【基本方針】

1 地域共生社会の推進

障がいのある人も障がいのない人も地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、みんなが生き生きと輝く地域共生社会の構築を推進します。

2 地域生活環境の充実

一人ひとりの障がい状況に応じた保健・医療の充実を図り、ライフステージに応じて必要となる生活基盤等地域ケアの体制を整え、だれもが地域社会で安心して外出できる環境整備、防災対策の充実を進め、安心して暮らせるようなまちをつくりまします。

3 障がいのある人の自立支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人がその有する能力を十分に発揮できるよう、福祉サービスの提供体制を整備し、地域社会の中で自立した質の高い生活を送り、誰でも、学び、働くことのできるようなまちをつくりまします。

2 基本的考え方

障がいの有無に関わらず、すべての住民が社会を構成する一員として、相互に尊重し合いながら共生する社会、「ともに生きるまち」の実現を目指しています。本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和5年度までの数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

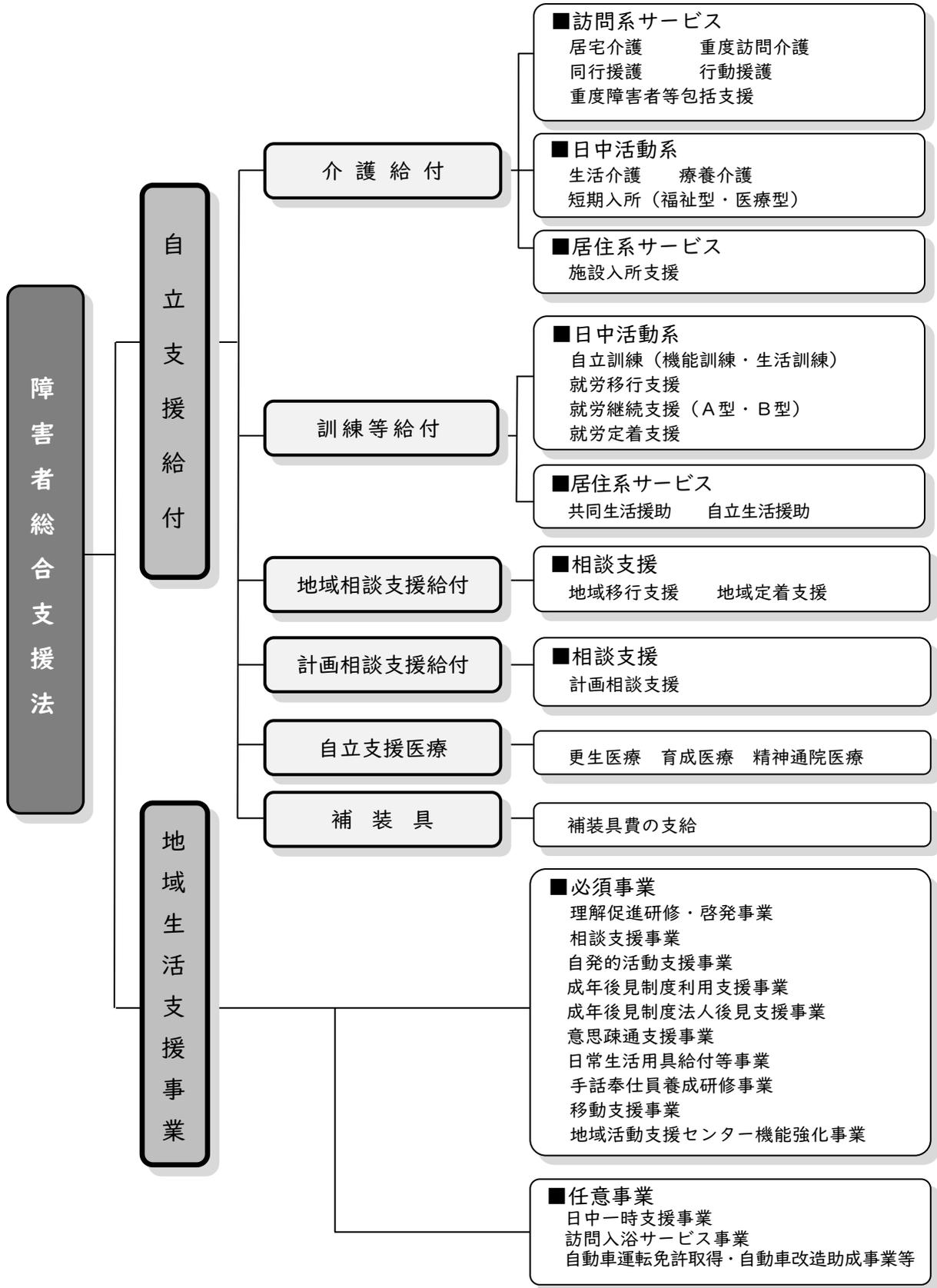
【基本指針の主な見直しポイント】

地域における生活の維持及び継続の推進	入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保すること。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障がいのある人の精神病床から退院後の地域における定着に関すること、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進すること。
福祉施設から一般就労への移行等	「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めること。就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定すること。
「地域共生社会」の実現に向けた取組	引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。
発達障がいのある人への支援の一層の充実	発達障がいのある人等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保すること。

<p>障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</p>	<p>聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うこと。</p> <p>児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進すること。</p> <p>障がい児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図ること。</p>
<p>障がいのある人による文化芸術活動の推進</p>	<p>障がいのある人の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障がいのある人の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進すること。</p> <p>読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者のある人の読書環境の整備を計画的に推進する必要があること。</p>
<p>障がい福祉サービスの質の確保に関すること</p>	<p>近年、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築すること。</p>
<p>障がい福祉人材の確保に関すること</p>	<p>障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であること。</p>

3 障がい福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



4 第6期の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第5期の成果

令和2年度末、施設入所者のうち地域生活移行者は0人となり、目標値13人を達成できない見込みです。施設入所者数が9人増え、削減数目標値の3人を達成できない見込みです。

各関係機関で、一人ひとりに対する地域移行促進を進めていますが、(本人及び家族の意向も含め)地域で生活していくための継続的な支援が不可欠であり、地域移行後を想定した日常生活・健康管理・金銭管理等の問題を解決することが非常に困難な状況にあるためです。

項目		数値	進捗率
平成28年度末時点施設入所者数	基準値	148人	-
施設入所者の地域生活移行者数 【国の基本指針：平成28年度末時点施設入所者数の9%以上】	目標値 (ア)	13人	0% [(イ)/(ア)]
	実績見込 (イ) <令和2年度末>	0人	
施設入所者数削減数 【国の基本指針：平成28年度末時点施設入所者数の2%以上】	目標値 (ア)	3人	0% [(イ)/(ア)]
	実績見込 (イ) <令和2年度末>	0人	

第6期の目標

【国の指針】

- ・施設入所者数：令和元年度末時点で施設入所者数の6%以上移行
- ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

国の基本指針に基づき目標値を設定しました。令和元年度末の施設入所者は157人です。施設入所者数の削減見込は3人となり、令和5年度末までの地域生活移行者の目標値は10人となります。引き続き地域生活への移行支援を続け、対象者が円滑に移行できるよう支援します。

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	157人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末時点の施設入所者数 (B)	154人	令和5年度末時点の施設入所者数 $157人 \times 98.4\% (1.6\%減) = 154人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込と削減割合 (C)	3人 1.9%	差引減少数と削減割合
【目標値】 令和5年度末までの地域生活移行者数と割合 (D)	10人 6.4%	
		施設入所からグループホーム等に移行する人の数 $157人 \times 6\% \div 10人$

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期の成果

- 【目標】令和2年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。
 【実績】令和2年度、南部第1圏域において1か所設置。

第6期の目標

【国の指針】

- ・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（継続）
- ・（県）精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇（新規）

本市においては、令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者の協議の場を南部第1圏域で1か所設置しています。引き続き、南部第1圏域で1か所設置を目指します。

目標	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設置します。
----	---

(3) 地域生活支援拠点等の整備

第5期の成果

- 【目標】令和2年度末における地域生活支援拠点を1か所整備。
 【実績】地域生活支援拠点の整備に向けて南部第1圏域で検討していきます。

第6期の目標

【国の指針】

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

障がいのある人の高齢化や重度化、そして、親亡き後の課題については、全国的な課題の一つとなっています。南部第1圏域で整備に向けて協議をしており、引き続き、相談や体験の機会・場など地域生活支援拠点等に求められる機能を果たせるよう、地域生活支援拠点等の整備について検討していきます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	南部第1圏域

(4) 福祉施設から一般就労への移行

第5期の成果

令和2年度、就労継続支援A型利用者4人、就労移行支援事業利用者1人の計5人が一般就労しましたが、目標値14人を達成できない見込みです。就労移行支援事業の利用者数は22人で、目標値51人を達成できない見込みです。

項目		数値	進捗率
平成28年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労した人数	基準値	9人	-
	目標値 (ア)	14人	36% [(イ)/(ア)]
令和2年度末までに就労移行支援事業等を利用して、一般就労した人数 【国の基本指針：平成28年度実績の1.5倍】	実績見込 (イ) <令和2年度末>	5人	
	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	基準値	43人
目標値 (ア)		51人	43% [(イ)/(ア)]
令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数 【国の基本指針：平成28年度の2割増】	実績見込 (イ) <令和2年度末>	22人	

第6期の目標

【国の指針】

- ・一般就労への移行者数 : 令和元年度の 1.27 倍以上
 - うち、就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数: 令和元年度の 1.30 倍以上
 - 就労継続支援A型利用者から一般就労への移行者数: 令和元年度の 1.26 倍以上
 - 就労継続支援B型利用者から一般就労への移行者数: 令和元年度の 1.23 倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

国の基本指針に基づき目標値を設定します。

令和元年度に一般就労へ移行する人は1人でした。目標値は、就労移行支援事業利用者2人が一般就労へ移行すると見込みます。引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の利用者を増やし、一般就労への移行者を増やしていくよう努めます。

【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数目標値】

項目	目標値	備考
令和5年度中の一般就労への移行者数	2人 (1人)	令和元年度中に福祉施設の利用を終了し、一般就労する人数の1.27倍以上が一般就労へ移行。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労移行支援事業利用者の移行者数	2人 (1人)	令和元年度中に就労移行支援事業利用者が一般就労へ移行する人数の1.30倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労継続支援A型利用者の移行者数	0人 (0人)	令和元年度中に就労継続支援A型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.26倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労継続支援B型利用者の移行者数	0人 (0人)	令和元年度中に就労継続支援B型事業所利用者が一般就労へ移行する人数の1.23倍以上。()内は、令和元年度の数値
令和5年度中の就労定着支援事業利用者数	0人	令和5年度における一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

第6期の目標

【国の指針】

・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等の強化・充実に向けた目標に、基幹相談支援センターの設置について検討して行きます。

項 目	考え方
相談支援体制の充実・強化等の確保	体制の確保に向けた検討を行う。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6期の目標

【国の指針】

・令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。(新規)

県が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修に市職員が積極的に参加して理解を深めることや、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行い、適正な運営を行う事業者を確保することにより、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

項 目	考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制の構築。

5 障がい福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいのため、移動に著しい困難を有する方が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助(代読・代筆等)を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある方、知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

第5期の実績

見込みに対して、実績値は少ない人数で推移しています。

【訪問系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込み	265	3,625	275	3,750	285	3,917
	実績	189	3,444	212	3,631	226	3,622

※各年度3月の値。令和2年度の実績は7月の値。

第6期サービスの見込みの定め方と方針

訪問系サービスの利用について、同行援護と行動援護については、令和3年度まで新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、令和4年度と令和5年度は増加すると見込みます。

【訪問系サービス見込み】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援		230	3,680	253	4,550	278	5,000

(確保の方策)

- 計画相談を通じて、利用者の意向に沿いながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいや難病のある人などが、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がいのある人の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障がいの者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障がいのある人や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所 (福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障がい者支援施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な支援を行います。
短期入所 (医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、必要な支援を行います。



第5期の実績

日中活動系サービスのうち、生活介護、就労継続支援（A型・B型）の実績については、増加傾向にあり、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援の実績については、減少傾向にあります。他のサービスについては概ね同程度で推移しています。

【日中活動系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込み	217	4,242	219	4,250	221	4,325
	実績	206	4,407	221	4,777	223	4,680
自立訓練 (機能訓練)	見込み	1	22	1	22	1	22
	実績	0	0	1	9	1	21
自立訓練 (生活訓練)	見込み	27	283	29	300	31	317
	実績	5	91	3	48	2	44
就労移行支援	見込み	47	583	49	608	51	633
	実績	17	532	17	331	18	356
就労継続支援 (A型)	見込み	74	1,000	78	1,083	82	1,167
	実績	77	1,513	84	1,644	89	1,763
就労継続支援 (B型)	見込み	93	1,542	96	1,583	99	1,625
	実績	87	1,677	95	1,741	113	2,084
就労定着支援	見込み	3		4		5	
	実績	1		1		1	
療養介護	見込み	38		38		38	
	実績	35		34		34	
短期入所 (福祉型)	見込み	36	79	39	83	42	92
	実績	12	74	18	86	8	35
短期入所 (医療型)	見込み	1	5	1	5	1	5
	実績	0	0	0	0	1	2

※各年度3月の値。令和2年度の実績は7月の値。

第6期サービスの見込みの定め方と方策

日中活動系サービスの利用について、引き続き、ニーズに応じたサービス量を供給できるように、事業者の確保と関係機関との連携による情報提供に努め、一般就労への移行及び地域生活への移行を踏まえて、サービスの充実化への支援に努めます。就労定着支援サービス提供事業所が「大地阿南」と「すたーと」の2か所あり、成果目標に沿ってサービスの利用促進を図り、サービス提供事業者を利用すると見込みます。

【日中活動系サービス見込み】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	228	4,788	233	4,893	238	4,988
自立訓練（機能訓練）	1	21	1	21	1	21
自立訓練（生活訓練）	2	44	15	122	15	122
就労移行支援	20	400	28	500	37	740
就労継続支援（A型）	100	2,000	113	2,260	126	2,520
就労継続支援（B型）	123	2,460	128	2,560	133	2,660
就労定着支援	1		2		3	
療養介護	35		35		35	
短期入所（福祉型）	10	50	20	100	20	100
短期入所（医療型）	1	2	2	4	2	4

（確保の方策）

- 相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。
- 阿南市と小松島市、那賀町との広域で設置された南部1障害者自立支援協議会を活用し、商工関係団体等と就労継続支援事業所をつなぎ、就労継続支援事業所の業務が確保できるよう体制づくりに努めます。
- 就労定着支援事業のサービス提供事業所の確保及びサービス内容の周知と利用ニーズの把握に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいにより単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

第5期の実績

共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援は、見込みに対して、実績は概ね同程度で推移しています。

【居住系サービス実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込み	5	10	15
	実績	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	見込み	47	49	51
	実績	48	50	50
施設入所支援	見込み	149	148	147
	実績	151	154	155

※各年度3月の値。令和2年度の実績は7月の値。

第6期サービスの見込量の定め方と方針

自立生活援助については、利用希望を見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援については、現在の状況に大きな変化がないと見込んでいます。

【居住系サービス見込み】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	3	6	10
共同生活援助（グループホーム）	50	52	54
施設入所支援	155	155	154

（確保の方策）

- 親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障がいのある人の居住の場の確保に努めます。
- 施設入所については、現状の把握に努め、適切な時期に本人の状況に合わせて施設が利用できるように努めます。

(4) 相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障がいのある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人などに、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	单身等で生活する障がいのある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

第5期の実績

計画相談支援では、対象者に合ったきめ細やかな支援を行っており、今後も対象者のニーズに応じた対応をしていくためには、安定した相談支援専門員の確保が必要です。

地域移行支援、地域定着支援では、施設からの退所を見込んでいましたが、実績が0人であり、サービスの利用には至っていません。

【相談支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実人数(人/年)	実人数(人/年)	実人数(人/年)
計画相談支援	見込み	630	640	650
	実績	482	581	407
地域移行支援	見込み	2	2	2
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込み	2	2	2
	実績	0	0	0

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込みの定め方と方針

計画相談支援は、今後も引き続きサービスの新規利用を見込んでいます。

【相談支援見込み】

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	実人数(人/年)	実人数(人/年)	実人数(人/年)
計画相談支援	550	560	570
地域移行支援	0	0	3
地域定着支援	0	0	3

(確保の方策)

- 障がいのある人が、各自の障がい特性に応じた支援を、それぞれのライフステージを通して総合的・計画的に受けることができるよう支援体制づくりに努めます。
- 必要な障がい福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保に努めます。
- 今後も人材育成に努め、相談支援の質の向上を図ります。

6 地域生活支援事業の実施と見込み

地域生活支援事業は障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業【必須】(ふれあいのまちづくりフェア開催事業)

■事業内容

「ふれあいのまちづくりフェア」において、障がい者支援施設の活動をパネル展示して紹介し、また障がいのある人が施設で作った野菜や手作り作品のバザー販売を実施して、市民の障がいのある人等に対する理解を深めます。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施ができませんでした。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発 事業 (ふれあいのまちづくり フェア開催事業)	見込み	有	有	有
	実績	有	有	無

※令和2年度の実績は7月時点。

第6期サービスの見込み

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施は無と見込みます。令和4年からは事業実施を見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
理解促進研修・啓発事業 (ふれあいのまちづくりフェア開催事業)		無	有	有

(2) 自発的活動支援事業【必須】

■事業内容

障がいのある人がボランティア活動や地域における社会参加を実施するなど、自発的に行う活動を支援します。

第5期の実績

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業	見込み	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和2年度の実績は7月時点。

第6期サービスの見込み

引き続き、ボランティア活動等への支援を行います。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
自発的活動支援事業		有	有	有

(3) 相談支援事業【必須】

■事業内容

相談支援事業については、障がいのある人やその家族のニーズにきめ細かに対応できるように、相談員の配置や相談支援事業者への専門的な指導及び人材育成等の支援の充実に図ります。

① 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

② 住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

第5期の実績

第5期では実績がありません。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無

※令和2年度の実績は7月時点。

第6期サービスの見込み

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業【必須】**■事業内容**

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第5期の実績

令和2年度は8人見込んでいましたが、利用に繋がりませんでした。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	見込み	4	6	8
	実績	3	2	1

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和3年度は1人を見込み、令和4年度から利用が増えるものと見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業		1	2	3

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須】

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第5期の実績

第5期では実績ありません。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援 事業	見込	無	無	無
	実績	無	無	無

※令和2年度の実績は7月時点。

第6期サービスの見込み

阿南市では、阿南市社会福祉協議会が受任を実施しており、今後、成年後見制度の利用ニーズに対応するため、成年後見制度法人後見人に取り組む法人などへの支援を行います。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有

(6) 意思疎通支援事業【必須】**■事業内容**

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等とその他の者の意思疎通を支援します。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業実施が少なくなりました。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業(件/年)	見込み	250	270	290
	実績	96	162	54
手話通訳者設置事業 (人/年)	見込み	1	1	1
	実績	1	1	1

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、令和2年度実績に合わせ55人を見込み、令和4年度から増えるものと見込みます。

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件/年)	55	100	100
手話通訳者設置事業(人/年)	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業【必須】

■事業内容

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子などを給付します。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③ 在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第5期の実績

ほぼ見込み通りになりました。排泄管理支援用具は利用が少なくなっています。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込み	5	5	5
	実績	5	0	5
自立生活支援用具	見込み	8	10	10
	実績	4	6	5
在宅療養等支援用具	見込み	10	10	10
	実績	5	7	7
情報・意思疎通支援用具	見込み	10	11	12
	実績	21	58	6
排泄管理支援用具	見込み	1,795	1,900	2,010
	実績	1,595	1,574	806
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込み	4	4	4
	実績	1	3	2

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和元年度までの実績に合わせて見込みます。

項 目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	5	5	5
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	12	12	12
排泄管理支援用具	1,600	1,600	1,600
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業【必須】

■事業内容

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

第5期の実績

手話奉仕員養成研修は、見込み量に対して、実績は概ね同程度で推移しています。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		利用件数 (人/年)	利用件数 (人/年)	利用件数 (人/年)
手話奉仕員養成研修事業	見込み	15	15	15
	実績	19	15	14

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和3年度以降も現状に合わせて見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (人/年)	利用件数 (人/年)	利用件数 (人/年)
手話奉仕員養成研修事業		15	15	15

(9) 移動支援事業【必須】

■事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出を控えたことで、利用が少なくなりました。

項 目			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
事業所委託・ 個別支援型	実利用者数 (人)	見込み	195	200	205
		実績	107	150	87
	延時間 (時間/年)	見込み	13,500	15,600	17,700
		実績	9,090	10,724	3,500
個別支援リフト 付きワゴン車	実利用者数 (人)	見込み	42	44	46
		実績	27	20	12
	延時間 (時間/年)	見込み	1,450	1,570	1,690
		実績	1,323	1,300	366

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和元年度までの実績に合わせて見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業所委託・ 個別支援型	実利用者数 (人)	120	150	150
	延時間 (時間/年)	8,400	10,500	10,500
個別支援リフト 付きワゴン車	実利用者数 (人)	15	20	20
	延時間 (時間/年)	975	1,300	1,300

(10) 地域活動支援センター機能強化事業【必須】

■事業内容

障がいのある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、実施がありませんでした。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	
地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所数 (か所)	見込み	2	2	
		実績	2	2	0
	実利用者数 (人)	見込み	27	28	29
		実績	16	16	0

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

現状に合わせて見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援センター 機能強化事業	実施箇所数 (か所)	2	2	2
	実利用者数 (人)	16	16	16

(11) 日中一時支援事業【任意】

■事業内容

障がい者支援施設等に委託し、知的障がいのある人等の日中活動の場を設け、交流を促進するとともに、見守りや社会適応訓練等を実施することにより、介護者等の就労支援や休息時間の確保を図ります。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出を控えたことで、利用が少なくなりました。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	見込み	40	45
		実績	35	29
	延べ利用者数 (人日)	見込み	570	640
		実績	251	262

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和元年度までの実績に合わせて見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
日中一時支援事業	実利用者数(人)	25	30	30
	延べ利用者数(人日)	225	270	270

(12) 訪問入浴サービス（日常生活支援）【任意】

■事業内容

居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

第5期の実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用が少なくなりました。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	見込み	5	6
		実績	4	5
	利用回数 (回)	見込み	480	576
		実績	341	344

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

令和元年度までの実績に合わせて見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	5	5	5
	利用回数 (回)	340	340	340

(13) 生活訓練事業【任意】**■事業内容**

障がいのある人等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図ります。

(14) レクリエーション活動等支援事業【任意】**■事業内容**

障がいのある人等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がいのある人等の社会参加を促進します。

(15) 声の広報等発行事業【任意】**■事業内容**

文字による情報入手が困難な人のために、「広報あなん」「議会だより」等を音訳し、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障がいのある人等の社会参加を促進します。

(16) 障がい者虐待防止対策支援事業【任意】**■事業内容**

障がいのある人への虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、支援体制の整備や、連携体制の整備等を図ります。

(17) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業【任意】

■事業内容

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第5期の実績

自動車改造助成の利用はありませんでした。

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
		実施件数(件)	実施件数(件)	実施件数(件)
自動車運転免許取得助成	見込み	2	2	2
	実績	5	2	2
自動車改造助成	見込み	3	3	3
	実績	0	0	0

※令和2年度の実績は7月までの値。

第6期サービスの見込み

現状の利用を見込みます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施件数(件)	実施件数(件)	実施件数(件)
自動車運転免許取得助成		2	2	2
自動車改造助成		0	0	0

第3章 第2期阿南市障害児福祉計画

I 基本的な考え方

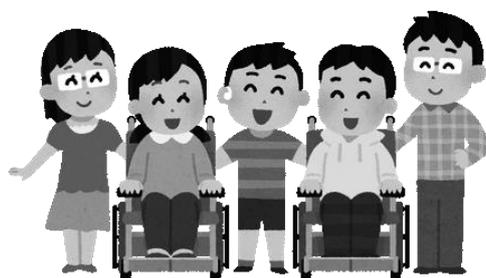
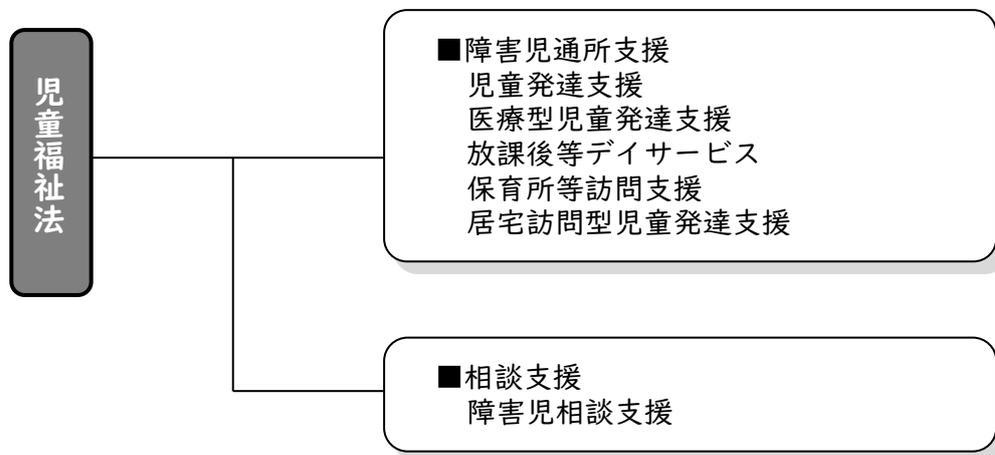
障がいの有無に関わらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障がいのある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障がい児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障がい児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障がい児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（都道府県）【新規】
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置【追加】

2 障がい児福祉サービス

■体系図



3 第2期の目標

第2期計画では、第1期の実績と本市の実情を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応に関する目標等について、令和5（2023）年度を最終目標年度として設定します。

（1）児童発達支援センターの設置

■内容

児童発達支援センターとは、地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

第1期の実績

本市にはありませんが、南部第1圏域に設置が来ています。

第2期成果目標

【国の指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

設置は来ています。既に南部第1圏域で2か所あり、継続して支援します。

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置数	2か所	南部第1圏域

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

■内容

障がいのある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の心身の状況や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

第1期の実績

南部第1圏域の児童発達支援センターからの受け入れを実施しており、体制構築は出来ています。

第2期成果目標

【国の指針】

・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

体制構築は出来ています。既に南部第1圏域で1か所あり、継続して支援します。

項目	数値	考え方
保育所等訪問支援の体制 (設置数)	1か所	南部第1圏域

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

■内容

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の児を重症心身障がい児といいます。

第1期の実績

重症心身障がい児の支援として、南部第1圏域で、それぞれ3か所確保出来ています。

第2期成果目標

【国の指針】

・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

重症心身障がい児の支援として、南部第1圏域で、それぞれ3か所あり、継続して支援します。

項 目	数 値	考 え 方
重症心身障がい児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	3か所	南部第1圏域
重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	3か所	南部第1圏域

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置

■内容

保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置。

第1期の実績

医療的ケア児の状態や課題に合わせて個別支援が実施できるようコーディネーターの活動内容を検討していくことが今後も必要です。

第2期成果目標

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

現状では、在宅生活をしている医療的ケアが必要な子どもがおり、医療的ケアが必要な子どもに対し連携して支援ができるよう、令和元年から始まった体制構築の協議の場を継続し、コーディネーターの配置を検討します。

項目	数値	考え方
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所	南部第1圏域
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1人	南部第1圏域で検討

4 障がい児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児の通う保育所等を訪問し、障がい児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

第1期の実績

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、見込みに対して、実数は少ない傾向ですが、一定数の利用者を維持しています。

【障害児通所支援実績値】

項 目		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
		実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/ 月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/ 月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/ 月)
児童 発達支援	見込み	77	789	84	861	93	953
	実績	73	777	74	997	76	932
医療型 児童発達支援	見込み	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	見込み	139	1,543	157	1,743	177	1,965
	実績	140	2,072	155	2,208	172	2,601
保育所等 訪問支援	見込み	13	8	15	9	18	11
	実績	9	9	2	2	12	12
居宅訪問型 児童発達支援	見込み	2	8	5	20	6	24
	実績	0	0	0	0	0	0

※各年度3月の値。令和2年度の実績は7月の値。

第2期サービスの見込み

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援以外では、継続的に利用者がいることを見込んでいます。

医療型児童発達支援の利用者数及び利用回数については、第1期計画期間中の見込み、利用実績がともないことから、利用を見込んでいませんが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

【障がい児通所支援見込み】

項 目	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ回数 (人日/月)
児童発達支援	76	932	80	960	84	1,008
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	180	2,700	190	2,850	200	3,000
保育所等訪問支援	10	10	10	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

○障がい児の障がい特性に応じた支援を、各ライフステージに応じて総合的、計画的に受けることができるよう、体制づくりに取り組みます。



(2) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	--

第1期の実績

令和2年を除き見込みに対して、多くなりました。対象者には、事業に関する情報提供と、対象者に適した支援提供が必要です。

【相談支援事業実績値】

項 目		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害児相談支援	実人数 (人/年)	見込み	286	315
		実績	323	372
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	見込み	0	0
		実績	0	0

※令和2年度の実績は7月までの値。

第2期サービス見込み

障害児相談支援は、増えていくものと見込みます。医療的ケア児等コーディネーターは、引き続き県主催の研修を受けるなど人材育成に努めます。

【相談支援事業見込み】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	実人数 (人/年)	380	380	380
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数 (人)	0	0	0

(確保の方策)

○事業の周知に努め、相談支援事業者や関係機関との連携を図り、相談や支援の充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 推進体制

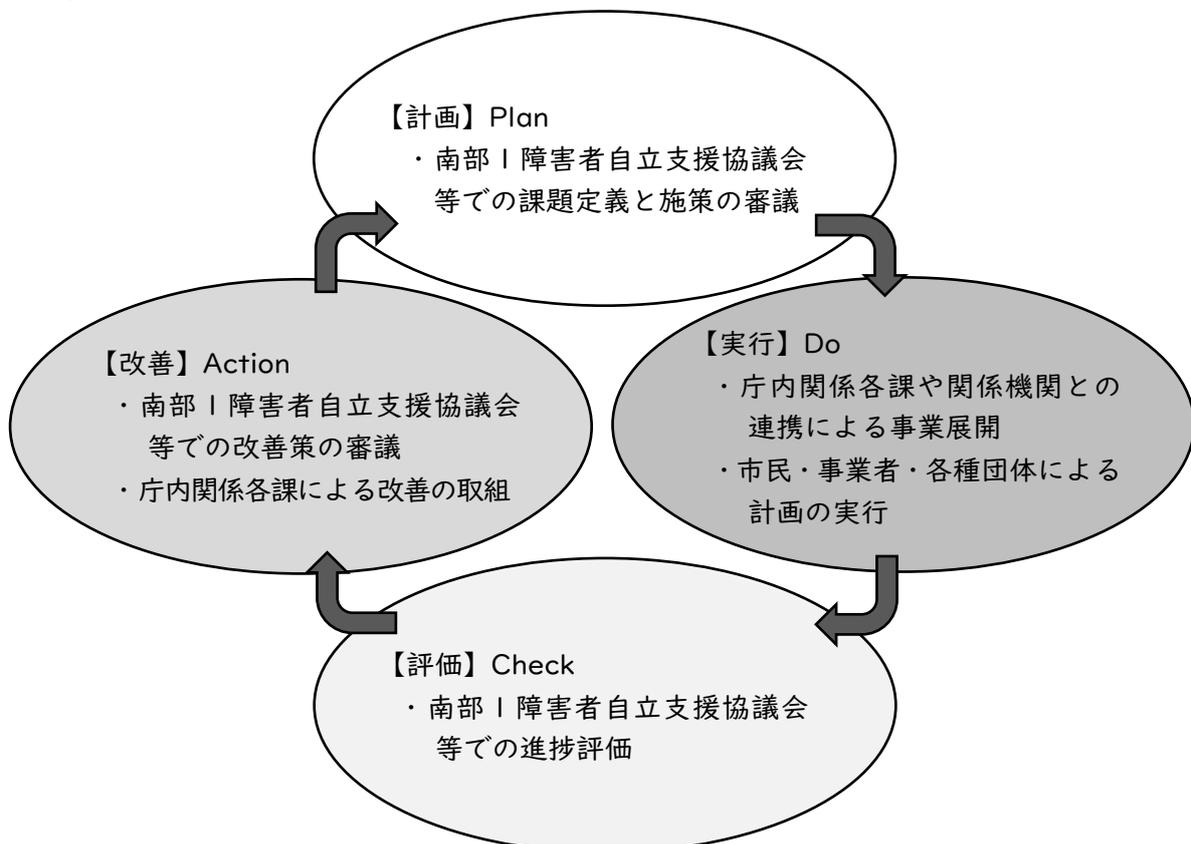
本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化、障がいのある人を取り巻く環境の変化、制度の改正等に柔軟かつ確に対応するために、国や県との連携を強化します。

また本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境等の関連分野を横断しており、庁内の関係各課や、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労機関等の関係機関との連携強化を図ります。

障がいのある人の地域生活を支えるために、障がいのある人やその家族はもちろんのこと、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の関係団体との一層の連携を図り、必要な人に必要な支援やサービスが行き届くよう推進体制の充実に努めます。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、PDCA(Plan Do Check Action)の視点にもとづく進捗管理を行います。各課の取組について、必要に応じて、市民に対するアンケート調査の実施や庁内各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。



資料編

Ⅰ 阿南市障害者計画等策定委員会設置条例

阿南市条例48号

阿南市障害者計画等策定委員会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害者福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「障害者計画等」という。)を策定するため、阿南市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、障害者計画等に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、障害福祉に識見を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員は、第2条の規定による障害者計画等に関する重要事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例(平成12年阿南市条例第37号)第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議の特例)

第7条 委員会の会議は、緊急の必要があり招集する時間的余暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(資料の提出その他の協力)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の関係機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協

力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理するものとする。

(委員会の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 阿南市障害者計画等策定委員会委員名簿

(順不同 敬称略)

区 分	氏 名	所属及び役職	役職
学識経験者	中内 貴文	徳島県立阿南支援学校	校長
	兼田 康宏	翠松会 岩城クリニック	理事長
	丹生川 和彦	阿南市民生委員児童委員協議会	会長
障がい者団体	島 優子	阿南市手をつなぐ育成会	会長
	中川 紀子	太陽の会	会長
	上村 直美	阿南地区家族会	会長
	笠井 章夫	阿南市身体障害者連合会	会長
社会福祉施設	霜田 哲夫	(社福)西室苑	施設長
	三牧 スマ子	(社福)阿南淡島会	理事長
	林 正敏	(社福)悠林舎	理事長
	森口 裕司	(社福)柏涛会大地阿南	施設長
行政機関	谷口 真奈美	阿南市こども課	指導保育士
	田村 喜彦	阿南公共職業安定所	所長
各種団体	吉澤 健二	阿南市社会福祉協議会	会長
	福岡 一郎	阿南市ボランティア連絡協議会	会長

令和3年3月

発行：阿南市

編集：阿南市福祉事務所 福祉課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町卜ノ町12番地3

TEL：0884-22-1592

FAX：0884-22-1813

Email：shakai-fukushi@anan.i-tokushima.jp
